

# 利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社エムセック（以下、「当社」といいます。）が提供する【孤・早・見】事故物件回避通報サービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。本サービスをご利用いただくお客様（以下、「契約者」といいます。）には、本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

## 第1条 用語の定義

本規約において使用する用語を以下のとおり定義します。

- (1) 「対象者」とは、見守りの対象となる高齢者等をいいます。
- (2) 「センサー」とは、契約者が対象者の居宅内の冷蔵庫等に設置した対象者の活動をセンシングする見守りセンサーをいいます。
- (3) 「管理対象物件」とは、対象者が入居する建物等をいいます。
- (4) 「レンタル機器」とは、当社が契約者に貸与するセンサー一式をいいます。
- (5) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他知的財産権(それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。)をいいます。

## 第2条 本サービスの内容

1. 当社が契約者に提供するサービスの内容は、以下のとおりとなります。
  - (1) 当社が契約者に提供するセンサーを契約者が対象者の居宅内の冷蔵庫等に設置することにより、当該センサーが一定期間反応しない（扉の開閉がない）ときに、対象者の活動が感知できない旨（異変発生の可能性）を契約者ならびに関係者へメールにて通知します。
  - (2) 契約者が管轄する管理対象物件すべてがメールの通知対象となります。
2. 本サービスは、対象者の室内活動結果を確認し、毎日午前、午後の2回異変発生時、メールで通知します。なお、リアルタイムでセンサーの検知内容を確認し、通知するものではありません。

## 第3条 本サービス利用における契約者の義務

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の義務を負うものとします。

- (1) 決済のためのクレジットカードを登録し、別記に定めるサービス利用料金を支払うこととします。なお、クレジットカードの登録は当社から決済代行業者に業務委託しています。
- (2) 注文時、当社へ管理対象物件のリストならびに通知先のメールアドレス（最大3件）を提出してください。
- (3) センサーの設置について、指定する方法を遵守し適正に行ってください。

#### 第4条 本サービス利用のための設備等

1. 本サービスは、株式会社NTTドコモのLTE回線の電波が提供されているエリアでのみ利用することができます。
2. 契約者はセンサーの設置に必要となる電源の確保を行うものとします。

#### 第5条 本サービスの利用について

1. 契約者から本サービス申し込み後、当社はセンサーに対して設定・登録作業を実施した後、当社負担にて契約者へセンサー一式を発送します。
2. センサー一式が契約者へ到着後、管理対象物件へのセンサー設置が完了次第、本サービスの開始となります。
3. なお、月額サービス利用料は、当社センサー発送日の翌月1日より発生します。

#### 第6条 サービス利用料金等

1. 契約者は、本サービスの利用料金等として、本規約の別記に定める初期費用、ならびに月額サービス利用料を支払うものとします。
2. 契約者は、センサー台数分を別記に定める金額に消費税相当額を加算した額を月末締めクレジット決済にて支払うものとします。  
なお、サービスを利用した当月末までにメールにて請求書を発行いたします。
3. 当社は本サービスの利用料金等を改定することがあります。この場合、改定日の3ヵ月前までにメールまたは当社ホームページへの掲載その他当社が定める方法で契約者に通知するものとします。

#### 第7条 本サービス提供の中断

1. 当社は、次のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を一時的に中断することができるものとします。
  - (1) 本サービスに関するコンピュータ、システム、電気通信設備、または通信回線等の点検、保守作業その他設置等を行うとき。
  - (2) 地震、落雷、火災、風水害、停電、台風、竜巻、天災地変その他当社の責めに帰すことのできない不可抗力により一時的に本サービスの提供ができなくなったとき。
  - (3) その他、通信ネットワーク障害等、当社が中断が必要と判断したとき。
2. 当社は、前項において事前に本サービスを中断する情報を入手している場合には、あらかじめその旨をすみやかに契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第8条 本サービス提供の停止

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することができるものとします。
  - (1) 契約者が当社に届け出ている情報に変更が生じているにもかかわらず、当該変更の

届出を行っていないことが判明したとき、または当社に届け出ている内容が事実と反することが判明した場合。

- (2) 契約者が本サービスの利用料金等の支払を履行できない場合。
2. 当社は、前項により本サービスの提供を停止する場合には、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 本条第1項に基づくサービス提供の停止の場合、契約者は、当該停止期間中に生じた利用料金等について当社にこれを支払うものとします。

#### 第9条 契約者による本サービスの解約

1. 契約者は、本サービスの全部または一部の解約を希望する場合、当社所定の手続き方法にて解約の申込みを行うものとし、当社は次の各号に従って解約処理をします。  
なお、当該解約の日が月の途中であってもサービス費用の月額料金について日割計算は行わず、次の各号に従って月額料金が発生するものとします。
  - (1) 契約者が当社に対して解約の申込みを当月15日までにを行った場合、当月末日をもって本サービスは終了します。
  - (2) 契約者が当社に対して解約の申込みを当月16日以降に行った場合、翌月末日をもって本サービスは終了します。
2. 前項に基づき本サービスが解約された場合、契約者は、本サービスに関連して負っている債務について、当社にその全ての債務を履行するものとします。

#### 第10条 当社による本サービスの解約

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合は、契約者に事前に通知することなく、直ちに本サービスの全部または一部を解約することができるものとします。
  - (1) 契約者が支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始もしくはこれらに類する手続きの開始の申立てがあった場合。
  - (2) 当社が本サービスの提供を停止した場合で、停止後当社の指定する期日までにその原因となった事由が解消されない場合。
  - (3) 契約者に本規約に定める禁止行為があった場合。
2. 前項による本サービスの全部または一部の解約は、当社の契約者に対する損害の賠償請求を妨げないものとし、当社は、本条に基づき契約者が行った行為により契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第11条 センサー設置作業について

1. 当社は、本規約ならびに個人情報保護方針に同意し注文いただいた後、契約者先（1箇所）に対してセンサー一式を当社負担にて送付するものとします。
2. 対象者宅内へのセンサー設置作業は、当社があらかじめ示した方法により、契約者の責任において実施するものとします。

#### 第12条 最低利用期間

1. 本サービスには最低利用期間があり、当該期間はサービス開始日を起算日として2年間となります。最低利用期間中に本サービス利用が終了した場合は、契約者は、当社に対して別記に定める解約手数料を支払うものとします。
2. 契約者に貸与されるレンタル機器の所有権は当社に留保されます。

#### 第13条 センサーの保証

センサーの修理費用およびそれにかかる諸費用は、当社が負担するものとします。

ただし、契約者の責めに帰すべき事由により、センサーの修理または交換が必要になった場合には、契約者は、別記に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

#### 第14条 センサーの返却

1. 本サービスの利用を終了したときは、契約者はセンサー一式（付属のケーブル類を含む）を該当する管理対象物件から撤去し、当該終了の日から30日以内に当社に返却するものとします。また返却に関する配送料等は契約者負担とします。
2. 契約者は、センサー一式を前項に従って当社に返却することができないとき、または当社に返却されたセンサーが正常に作動する状態でないときは、当社に対し、直ちに別記に定める機器損害金を支払うものとします。
3. 契約者から返却されたセンサー一式とともに、センサー一式以外の物品が当社に送付された場合、当該物品の所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、当社は当該物品の所有者に対して何ら通知することなく、これを廃棄または処分することができるものとします。

#### 第15条 禁止事項

契約者は、本サービスの利用に関して次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービスを当社の事前の承認を得ずに、営業目的で利用する行為または自己以外の第三者に本サービスを利用させる行為。
- (2) センサーを本規約等に違反する方法または違反するおそれのある方法で利用し、または使用する行為。
- (3) レンタル機器を第三者に譲渡もしくは転貸し、または担保の用に供する行為。
- (4) 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (5) その他、当社が不適切と判断する行為。

#### 第16条 本サービス事業の終了

1. 事業を継続するにあたり、やむを得ない事情がある場合、当社の判断により本サービスを終了することができるものとします。
2. 当社は、前項により本サービスを終了する場合は、サービスを終了する日の3ヵ月前までにメールまたは当社ホームページへの掲載により契約者に通知するものとします。
3. 当社は、本条第1項に基づく本サービス事業の終了により、契約者に生じる一切の損害について責任を負わないものとします。

## 第17条 免責

1. 契約者は、本規約において定めた機能を有することを除いて、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、契約者が期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、契約者による本サービスの利用が当社に適用のある法令に適合すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
2. 当社は、以下の各号に定める事由により契約者または関係者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。
  - (1) 当社による本サービスの提供の中断、停止、終了。
  - (2) 本規約の変更。
  - (3) 本サービスを通じて提供される情報等について、当社の責めに依らない流失もしくは消失。

## 第18条 損害賠償請求

契約者および当社は、自己または自己の関係者が故意または重大な過失により、本サービスに関して相手方が損害を被った場合、当該損害の生じた時点までにおいて、本サービスに関して取引された利用料金等の金額を上限として、現実生じた直接かつ通常の損害を賠償するものとします。

なお、付随的損害、間接損害、損害を与えた当事者の予見の有無に関わらず特別損害、将来の損害および逸失利益に関する損害については、賠償する義務を負わないものとします。

## 第19条 反社会的勢力の排除

1. 契約者および当社は、現在または過去5年以内において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者および当社は、自己または第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または他の当事者の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 契約者および当社が、本条第1項の定めに基づく表明・確約に違反し、または前項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、相手方は、即時に本サービスを解除することができるものとします。

## 第20条 権利の帰属

1. 契約者は、本サービスを通じて当社が契約者または関係者に提供する情報等の知的財産権が、全て当社または当社に対してセンサーを提供している者もしくは当該情報の利用を許諾した者に帰属するものであることを確認し、関係者に対しても確認させるものとします。
2. 契約者は、前項に定めるセンサーまたは情報等を本サービスの利用の目的にのみ使用し、関係者に対しても当該目的の範囲内で利用させるものとします。

## 第21条 譲渡禁止

契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約から生ずる自己の権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保の目的に供してはならないものとします。

## 第22条 事業の譲渡

当社は、本サービスに関する事業を他の第三者に譲渡する場合には、当該事業譲渡に伴い、本規約に基づく権利および義務ならびに契約者が当社に届け出た情報および履歴情報、その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、当該譲渡について予め同意したものとします。なお、本条に定める事業譲渡には、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

なお、契約者は当社の事業譲渡先との間で生じるあらゆる権利ならびにサービス利用規約等について当社との間で合意した利用規約内容に準ずる扱いとします。

## 第23条 準拠法

本規約の効力、ならびに本サービス履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

## 第24条 管轄裁判所

本規約ならびに本サービスに関する一切の紛争については、訴額に応じて広島地方裁判所または尾道簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第25条 協議

本規約に関して疑義が生じた場合および本規約に定めのない事項が発生した場合は、双方誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

別記

## 料金表

### 1. サービス利用料

(1) 初期費用 (税込)

(センサー1台あたり)

|      |         |
|------|---------|
| 初期費用 | 5,500 円 |
|------|---------|

(2) 月額サービス利用料 (税込)

(センサー1台あたり)

|           |         |
|-----------|---------|
| 月額サービス利用料 | 1,078 円 |
|-----------|---------|

### 2. 解約手数料 (税込)

(センサー1台あたり)

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 解約手数料 | 最低利用期間(2年)の残月数 × 1,078 円 |
|-------|--------------------------|

### 3. 機器損害金 (税込)

(センサー1台あたり)

|       |         |
|-------|---------|
| 機器損害金 | 8,800 円 |
|-------|---------|

以上

【制定日】 令和4年7月27日